



# 三重県公報

平成31年4月5日（金）

第 3097 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>公 安 委 規 則</b>			
4	三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	( 公 安 委 員 会 )	2
<b>告 示</b>			
219	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	2
220	同件	( 同 )	2
221	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	3
222	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 地 域 福 祉 課 )	3
223	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	3
224	有害な興行の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	4
225	広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更許可	( 市 町 行 財 政 課 )	4
226	特定計量器の定期検査の実施	( 計 量 検 定 所 )	4
<b>選 管 告 示</b>			
36	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	5
37	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	7
<b>公 告</b>			
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	7
	同件	( 同 )	8
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	8
	同件	( 同 )	9
	同件	( 同 )	9
	同件	( 同 )	9
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 廃 棄 物 監 視 ・ 指 導 課 )	9

**公安委規則**

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成三十一年四月五日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

**三重県公安委員会規則第四号**

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成十八年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第七号様式中「三隣東京UFJ銀行」を「三隣UFJ銀行」と、「桑名信用金庫」を「桑名三岐信用金庫」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用する事ができる。

**告 示**

**三重県告示第 219 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2470802758	ヘルパーステーション彩り	伊勢市辻久留町 537 番地 2	O H A N A株式会社	平成 31 年 3 月 1 日	訪問介護
2470400959	デイサービス りんくみずほ台	亀山市川合町照田 159 番地	株式会社アーネストケアリング	平成 31 年 3 月 1 日	通所介護

**三重県告示第 220 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2470102563	にじのさと桑名サービスセンター	桑名市東方 1529-1 ハイアザレア 302 号	株式会社日本エルダリーケアサービス	平成 31 年 4 月 1 日	訪問介護
2470303385	訪問介護事業所ヒーリング	鈴鹿市国府町 4922 番地 437	ヒーリング合同会社	平成 31 年 4 月 1 日	訪問介護
2470505740	ヘルパーステーション うめだ	津市鳥居町 51	合同会社うめだ	平成 31 年 4 月 1 日	訪問介護
2460590306	訪問看護ステーション あいさ	津市上浜町 6 丁目 78-1 津西コーポ 201	合同会社エスプラス	平成 31 年 4 月 1 日	訪問看護
2470205663	デイサービスこまち+プラス	四日市市野田二丁目 1 番 10 号	社会福祉法人悠和会	平成 31 年 4 月 1 日	通所介護

2470303393	R2nP	鈴鹿市西条7丁目26番2号	合同会社R-L a B o	平成31年4月1日	通所介護
2470400967	デイサービス白鳥	亀山市能褒野町87番地7	株式会社シルバーアシストのぼの	平成31年4月1日	通所介護
2470505757	デイサービス アヴェニール高茶屋	津市高茶屋小森町1895	有限会社マル正	平成31年4月1日	通所介護
2470802766	デイクラブ森伸伊勢南	伊勢市前山町字中之尾355-1	株式会社森伸	平成31年4月1日	通所介護
2470205671	ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市西松本町14-26	株式会社マツザカ	平成31年4月1日	福祉用具貸与
2473100762	J A伊勢三重南紀福祉用具事業所	南牟婁郡御浜町阿田和4135番地	伊勢農業協同組合	平成31年4月1日	福祉用具貸与
2470205671	ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市西松本町14-26	株式会社マツザカ	平成31年4月1日	特定福祉用具販売
2473100762	J A伊勢三重南紀福祉用具事業所	南牟婁郡御浜町阿田和4135番地	伊勢農業協同組合	平成31年4月1日	特定福祉用具販売

三重県告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成31年4月5日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460590306	訪問看護ステーションあいさ	津市上浜町6丁目78-1 津西コーポ201	合同会社エスプラス	平成31年4月1日	介護予防訪問看護
2470205671	ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市西松本町14-26	株式会社マツザカ	平成31年4月1日	介護予防福祉用具貸与
2473100762	J A伊勢三重南紀福祉用具事業所	南牟婁郡御浜町阿田和4135番地	伊勢農業協同組合	平成31年4月1日	介護予防福祉用具貸与
2470205671	ダスキンヘルスレント三重北ステーション	四日市市西松本町14-26	株式会社マツザカ	平成31年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
2473100762	J A伊勢三重南紀福祉用具事業所	南牟婁郡御浜町阿田和4135番地	伊勢農業協同組合	平成31年4月1日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成31年4月5日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指 定 年 月 日
木屋 敏子	中日マッサージ 楽々ゼーション	鳥羽市大明東町19-7	平成31年4月1日
中田 三保子	中日マッサージ 楽々ゼーション	鳥羽市大明東町19-7	平成31年4月1日
木屋 茂一	中日マッサージ 楽々ゼーション	鳥羽市大明東町19-7	平成31年4月1日

三重県告示第223号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定

しました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
木屋 敏子	中日マッサージ 楽々ゼーション	鳥羽市大明東町 19-7	平成 31 年 4 月 1 日
中田 三保子	中日マッサージ 楽々ゼーション	鳥羽市大明東町 19-7	平成 31 年 4 月 1 日
木屋 茂一	中日マッサージ 楽々ゼーション	鳥羽市大明東町 19-7	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 224 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
75	映画	快感ヒロイン ぶるるん捜査線	オーピー映画	平成 31 年 4 月 5 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
76	映画	密通の宿 悦びに濡れた町	オーピー映画		
77	映画	絶倫未亡人 巨乳揺らして	新東宝映画		
78	映画	熟れどき妻 欲しがると下半身	新日本映像		
79	映画	ラストタンゴ・イン・パリ [4K デジタル・リマスター版] (原題) LAST TANGO IN PARIS	コピアポア・フィルム		
80	映画	牝と淫獣 お尻でクラクラ	オーピー映画		
81	映画	アンダー・ユア・ベッド	KADOKAWA		
82	映画	濡れた愛情 ふしだらに暖めて	オーピー映画		
83	映画	セールスレディ ホットな愛蜜	新東宝映画		
84	映画	ホロ酔いの事情 秘め事は神頼み	オーピー映画		

三重県告示第 225 号

度会広域連合から申請のありました、広域連合の処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により平成 31 年 3 月 27 日許可しました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 226 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、鳥羽市及び志摩市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日	実 施 の 場 所
平成 31 年 5 月 7 日（火） 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	坂手定期船待合所

平成 31 年 5 月 8 日 (水)	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	鳥羽磯部漁業協同組合 答志支所
平成 31 年 5 月 9 日 (木)	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	鳥羽磯部漁業協同組合 菅島支所
平成 31 年 5 月 10 日 (金)	午後 0 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 和具浦支所
平成 31 年 5 月 13 日 (月)	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	神島開発総合センター
平成 31 年 5 月 14 日 (火)	午前 11 時から 午後 0 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 桃取支所
平成 31 年 5 月 15 日 (水)	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	女性等活動拠点施設
平成 31 年 5 月 15 日 (水)	午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 浦村支所
平成 31 年 5 月 16 日 (木)	午前 10 時から 午後 3 時まで	鳥羽市保健福祉センターひだまり
平成 31 年 5 月 17 日 (金)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	磯部生涯学習センター1階
平成 31 年 5 月 20 日 (月)	午前 11 時から 午後 2 時まで	浜島産業振興会館「ちろろ」
平成 31 年 5 月 21 日 (火)	午前 11 時から 午後 3 時まで	志摩市役所 志摩支所
平成 31 年 5 月 22 日 (水)	午前 11 時から 午後 3 時まで	志摩市大王公民館
平成 31 年 5 月 23 日 (木)	午前 10 時 30 分から 午後 4 時まで	志摩市鶴方公民館
平成 31 年 5 月 24 日 (金)	午前 9 時から 午後 3 時まで	志摩市鶴方公民館

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 36 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所 の所在地	1 以上 の市区 町村の 区域等 を単位 として	届出年月日	備考
---------	--------	----------	----------------	---	-------	----

設けら  
れた支  
部

日本維新の会三重県 名張市支部	森 口 あゆみ	宮 本 博 昭	名張市緑ヶ 丘東 182	○	平成 31 年 2 月 19 日	政党
--------------------	---------	---------	-----------------	---	---------------------	----

## (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地		届出年月日	備考
伊藤まさし後援会	伊 藤 昌 志	伊 藤 光 子	四日市市富田三丁目 13-40		平成 31 年 2 月 20 日	
後藤純子と四日市を盛り上げる会	後 藤 純 子	後 藤 善 三	四日市市西日野町 20		平成 31 年 2 月 14 日	
竹内ひさゆき後援会	小 倉 俊 明	中 条 實 昭	四日市市山田町 2322-1		平成 31 年 2 月 22 日	
中村忠彦後援会	中 村 忠 彦	中 村 かおり	度会郡度会町麻加江 836-1		平成 31 年 2 月 4 日	
西川浩後援会	西 川 明 伸	西 川 のり子	多気郡多気町弟国 64-2		平成 31 年 2 月 18 日	
早川しげき後援会	森 英 昭	早 川 知 子	三重郡川越町大字豊田 1052-3		平成 31 年 2 月 7 日	

## 2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
公明党三重第二総支部	樋 口 博 己	主たる事務所の所在地	四日市市羽津中三丁目 3-4	四日市市茂福 242-8	平成 31 年 2 月 25 日	政党
自由民主党一志支部	山 崎 正 行	代表者 会計責任者	樋 口 博 己 松 本 茂	伊 藤 修 一 田 中 芳	平成 31 年 2 月 1 日	政党
自由民主党三重県四日市市第一支部	津 田 健 児	主たる事務所の所在地	四日市市日永二丁目 17-11	四日市市笹川七丁目 52-2	平成 31 年 1 月 14 日	政党
坂本マキ後援会	鈴 木 鶴 吉	主たる事務所の所在地	四日市市城西町 4-21	四日市市西日野町 4390-4	平成 31 年 3 月 7 日	
中田せいじと一緒に熊野を考える会	中 田 征 治	会計責任者	中 田 勇 樹	朝 尾 高 明	平成 31 年 2 月 21 日	
野名澄代後援会	野 名 康 昭	代表者	野 名 康 昭	椿 龍 彦	平成 31 年 2 月 12 日	
前川さおり後援会	上 林 いづみ	代表者	上 林 いづみ	西 山 常 夫	平成 31 年 2 月 13 日	
水谷としお後援会	廣 田 久 男	代表者	廣 田 久 男	中 村 仙 吾	平成 31 年 1 月 1 日	
未来展望みえの会	鈴 木 英 敬	主たる事務所の所在地	津市岩田 13-28	津市東丸之内 29-2	平成 31 年 2 月 28 日	

山崎正行後援会	山崎靖彦	代表者	山崎靖彦	岡野豪夫	平成 31 年 2 月 1 日
		会計責 任者	松本茂	竹内博	
山本さちこ後援会	山本佐知子	代表者	住田博幸	小黒敏克	平成 31 年 2 月 26 日
		会計責 任者			

三重県選挙管理委員会告示第 37 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 4 月 5 日

	三重県選挙管理委員会委員長			高木久代
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考	
伊藤まさし後援会	伊藤昌志	平成 30 年 12 月 30 日		
大前森重後援会	岩口芳樹	平成 30 年 12 月 31 日		
中村順一後援会	前田年弘	平成 31 年 2 月 11 日		
早川まさゆき後援会	伊藤友郎	平成 31 年 2 月 5 日		
松田千代後援会	多喜正男	平成 30 年 12 月 31 日		

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

山田池土地改良区（津市庄田町 1140 番地 1）

退任理事

津市庄田町 2448 番地 3

〃 久居元町 2314 番地 21

〃 庄田町 2199 番地 3

〃 〃 1340 番地

〃 〃 1181 番地

〃 〃 1166 番地 1

〃 〃 705 番地

〃 〃 676 番地

〃 〃 805 番地

〃 〃 779 番地

退任監事

津市庄田町 678 番地

〃 〃 739 番地

就任理事

津市庄田町 2448 番地 3

〃 〃 2542 番地

〃 〃 2200 番地 2

〃 〃 2251 番地 3

〃 〃 1140 番地 1

〃 〃 1171 番地

〃 〃 686 番地

岸江隆一  
林敏弘  
臼井かづ子  
森茂  
永田喜代治  
宮崎行男  
森正二  
臼井正志  
井山夫左雄  
山本四郎

笠井正一  
前川厚美

岸江隆一  
牛場音治  
今井奈妙  
齊藤勝也  
山端豪雄  
松本敏美  
吉村善治

津市庄田町 725 番地  
 " " 813 番地  
 " " 855 番地  
 就任監事  
 津市庄田町 2559 番地  
 " " 1181 番地

森 富 雄  
 川 井 二 郎  
 森 哲 也  
 川 嶋 政 之  
 永 田 喜 代 治

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雲出井土地改良区（津市高茶屋小森町字向山 1732 番地 11）

退任理事

津市藤方 1094 番地 1  
 " 戸木町 1821 番地  
 " 高茶屋 4 丁目 38 番 20 号  
 " 久居元町 2236 番地  
 " 新家町 1679 番地 2  
 " 木造町 1334 番地  
 " 雲出本郷町 1324 番地  
 " 雲出島貫町 698 番地 3

木 下 榮 雄  
 小 田 孝 義  
 佐 藤 研 一  
 田 中 昇  
 飯 田 勝  
 飯 田 清 一 郎  
 安 田 正 敏  
 溝 口 久 一

退任監事

津市牧町 316 番地  
 " 雲出長常町 1053 番地 2  
 " 藤方 1453 番地  
 " 久居元町 2438 番地 1

青 木 康 昭  
 勝 谷 光 久  
 原 田 一 夫  
 松 下 利 美

就任理事

津市藤方 1094 番地 1  
 " 戸木町 1821 番地  
 " 高茶屋 4 丁目 38 番 20 号  
 " 新家町 1680 番地 1  
 " 雲出本郷町 1077 番地 3  
 " 木造町 1337 番地  
 " 雲出長常町 1082 番地 5  
 " 久居元町 2066 番地 2

木 下 榮 雄  
 小 田 孝 義  
 佐 藤 研 一  
 奥 田 和 男  
 奥 山 昭 良  
 山 下 善 成  
 宮 崎 辰 男  
 堀 山 正 和

就任監事

津市牧町 316 番地  
 " 雲出島貫町 380 番地  
 " 高茶屋小森町 1233 番地  
 " 戸木町 2069 番地

青 木 康 昭  
 原 田 文 春  
 北 山 幹 雄  
 内 田 啓 介

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 18 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
 公共測量（数値撮影・数値図化）
- 2 作業地域



津市一色町、同市北河路町、同市南河路、同市野田、同市緑が丘、同市神戸、同市久居明神町、同市半田、同市久居藤ヶ丘町、同市久居相川町、同市垂水、同市久居桜が丘町、同市久居小野辺町、同市久居野村町、同市高茶屋小森上野町及び同市高茶屋小森町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 22 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業地域  
四日市市全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 12 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業地域  
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 31 年 3 月 15 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳補正業務）
- 2 作業地域  
亀山市全域

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
三重県産業廃棄物監視・指導支援システム再構築及び運用保守業務委託
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。  
入札説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札情報（物件等）（入札情報サービスシステム（物件調達））から入手することができます。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成 37 年 3 月 31 日（月）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
仕様書のとおり

- (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 産業廃棄物監視・指導支援システム再構築調達支援業務の受託者でないこと。「本委託業務の受託者」とは、本業務の契約者及び実施体制に携わった者と資本若しくは人事面において相互に関連がある者（資本面：発行済株式の25%以上の保有、又は出資総額の25%を越える出資があること。人事面：代表権を有する役員を兼ねていること。）
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、7(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。  
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成31年5月7日（火）17時までに、調達システムで入札する場合にあつては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあつては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。  
また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。  
落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(5)までの書類を平成31年5月24日（金）15時までに、7(2)の場所に提出してください。  
なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 提案書等提出申請書
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (5) 契約保証金の免除を希望される場合にあつては、過去3年間の間に、今回の契約金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約を締結し履行した実績を示す証明書
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 本件入札は、入札参加者から提出された技術提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点します。  
このため、技術提案書の提案内容がわかるように考え方、根拠等を具体的に記述してください。
- (2) 本件入札は、本県の判断により落札者の提案書内容を契約書に添付する仕様書に盛り込むことがあるため、確実に提案者が実現できる範囲で記述してください。

- (3) 提案書は、A4 縦長横書き両面とし（図形等は除く）、日本語及び日本国通貨（消費税及び地方消費税抜き）で表記してください。また、図面等を除き文字の大きさは、11 ポイント以上としてください。
  - (4) 提案書は、表紙及び目次を除き、50 ページ以内で作成してください。なお、50 ページを超えた場合は、減点の対象とします。また、提案書はフラットファイル等で製本してください。
  - (5) 略語や専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述してください。また、理解しにくい用語や専門用語には脚注を付記してください。
  - (6) 表紙と目次を除き、ページ番号（連番）を付けてください。
  - (7) 製本の編綴順序は、「提案書記載依頼事項」の項目順序のとおり編綴してください。特に、本県が提示した「提案書記載依頼事項」に則っていない場合には、採点しない場合もあるので注意してください。
  - (8) 正本は1部作成し、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者名を表紙に記載したうえ、代表者印を押印してください。
  - (9) 副本は10部作成してください。副本には代表者印を押印せず、表紙及び本文中に会社名及び会社名を類推できる表現を記載しないでください。
  - (10) 電子媒体（CD-R又はDVD-R）については、1部作成し、商号又は名称を記載してください。なお、電子媒体は、Microsoft Office Professional 2010 で読み込み可能な Word、Excel、PowerPoint 又は PDF で作成してください。
  - (11) 一度提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
  - (12) 提案した方式だけで所与のシステムを実現できなければ、追加の方式やソフトウェアの開発は提案者の負担で行うこととなります。
  - (13) 入札金額以外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、提案書等には記載しないでください。なお、提案システムの特徴として将来的な拡張等（追加費用が必要なもの）を提案書等に記載する場合には、本調達の範囲に含まない旨を明記してください。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 技術提案書の内容について、技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。
  - (2) 提案内容について書面だけでは分かりにくい部分を補足するために行うものであって、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めません。また、入札参加者からの質問も認めません。説明を円滑に行うための資料の配布は認めますが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱いません。
  - (3) 聴取会に係る費用は、全て入札参加者の負担とします。また、聴取会を辞退することは可能で、辞退したことで失格になることはありませんが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがあります。
  - (4) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
- (1) 入札事務担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 加藤  
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069
  - (2) 契約事務担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課 担当 森田  
電話 059-224-2388 ファクシミリ 059-222-8136
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 入札説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から平成31年5月21日（火）15時まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成31年5月9日（木）17時までに通知します。
  - (6) 技術提案書等提出の日時及び場所  
ア 日時 平成31年5月10日（金）9時から同月13日（月）17時まで

イ 場所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課 担当 森田

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県産業廃棄物監視・指導支援システム再構築及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

平成 31 年 5 月 20 日 (月) 予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 35 分とし、うち説明は 20 分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め 5 名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 31 年 5 月 21 日 (火) 15 時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札説明書の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 31 年 5 月 21 日 (火) 15 時まで

なお、入札書は平成 31 年 5 月 13 日 (月) から同月 21 日 (火) 15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 加藤

案件名 三重県産業廃棄物監視・指導支援システム再構築及び運用保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 5 月 21 日 (火) 15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に入札事務担当部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各年度の契約希望金額を消費税等の税率は 100 分の 10 で除した金額の総額を記載するものとします。提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が高かつ、かつ、同基準に規定する要件を満たす者としてします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 8 その他

#### (1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質問提出締切 平成 31 年 4 月 17 日（水）17 時まで

結果回答 平成 31 年 4 月 24 日（水）17 時までに行います。

#### (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

#### (3) 契約書作成の要否

要

#### (4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (8) 本入札に係る詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

### 9 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract :

Rebuilding the Mie Industrial Waste Disposal Surveillance System and its maintenance duties for five years

## (2) Submission of Proposal

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, 9:00 A.M. on Friday, May 10, 2019 and 5:00 P.M. on Monday, May 13, 2019.

## (3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, May 21, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (Mieken-cho nai Yubinkyoku) between Monday, May 13, 2019 and 3:00 P.M. on Tuesday, May 21, 2019.

## (4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, May 21, 2019.

## (5) Managing Authority :

Waste Disposal Surveillance Division, Waste Management Bureau, Department of Environmental and Social Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2388 (Japanese only)

## (6) Language and Currency used in the Tendering Procedure:

Japanese and Japanese currency

## 別記 落札候補者決定基準

## 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

## (1) 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

(2)及び(3)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数(以下「総合点」とします。)が最も高い者を落札候補者とします。

「技術点」と「価格点」のバランスは、7対3とします。入札者の獲得する「総合点」は、「技術点」と「価格点」の単純な和となります。

総合点(1,000点) = 技術点(700点) + 価格点(300点)

## (2) 提案内容の評価

提案内容の評価は、別に定める「提案書記載依頼事項」に基づき提案内容の評価し「技術点」を与えます。

入札者の獲得する技術点は、「内容評価点(提案書の評価点)」と「プレゼンテーション評価点」の単純な和となります。

技術点(700点) = 内容評価点(650点) + プレゼン評価点(50点)

## (3) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき入札価格に対する点数(以下「価格点」といいます。)を与えます。

## (4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁目で四捨五入します。

## (5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応

ア 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

「内容評価点」が高い者を落札候補者とします。また、「内容評価点」が同じである場合は、「入札金額」が低い者を落札候補者とします。なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札候補者を決定します。

## 2 提案内容の評価

## (1) 内容評価点について

ア 評価について

「内容評価点」は、提案書の内容に基づき以下の手順で行います。

(ア) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類を設定し、以下のように配点します。

<配点設定>

1	全体概要	120点
2	基本要件	80点
3	開発管理要件	40点
4	機能要件	230点
5	非機能要件	130点
6	運用保守	50点

(イ) 評価点の考え方

評価項目単位の採点は10点、5点、3点、0点の4段階で評価します。

A：優れた提案は「10点」とする。ただし、提案書記載依頼事項（評価用）に記載した減点事項に該当する場合、一項目につき「-1点」とします。

B：本県で想定していた提案であれば「5点」（以下、基準点<\*1>）とします。

C：低いレベルの提案は「3点」とします。

D：記述のないものは「0点」とします。

(ウ) 評価項目の加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～3までの加重点を項目ごとに設定します。

(エ) 内容評価点の計算

内容評価の計算は以下の式で行います。

項目評価点＝評価項目の点×加重点

大分類評価点＝大分類内の項目評価点の合計

技術点＝大分類評価点の合計

イ 落札候補者としめない場合について

(ア) 内容評価点について

「内容評価点」の合計が325点（50%）未満の場合には、落札候補者としません。

(イ) 重要項目について

本県が特に重要と考える項目を重要項目として設定します。「内容評価点」の合計が325点（50%）以上の場合であっても、重要項目が基準点<\*1>に満たない場合には、落札候補者としません。

なお、重要項目は別に定める「提案書記載依頼事項」で示します。

<\*1> 基準点とは、本業務を遂行するために必要な水準を満たすと考える点数（本県が本業務遂行に必要と要求する水準）

(2) プレゼンテーション評価点について

ア 評価について

「プレゼンテーション評価点」は、プレゼンテーションの内容に基づき評価します。

イ 評価点の考え方

「プレゼンテーション評価点」は、次の4段階で評価する。

プレゼンテーションの評価		評価点
A	説明や質問に対する回答が極めて的確であり、本業務に対して熱意を持った取組姿勢がみられる。	50
B	説明や質問に対する回答が的確であり、本業務に対して問題ないレベルの取組姿勢がみられる。	30
C	質問に答えられず、熱意が感じられない。	10
D	プレゼンテーション不参加	0

ウ 落札候補者としめない場合について

プレゼンテーションに不参加の場合は、落札候補者としません。

3 入札価格の評価

「価格点」の点数算出式は次のとおりとします。

価格点＝300×（1－入札価格＜税抜き＞／評価基準額＜税抜き＞）

（※ 評価基準額＜税抜き＞＝49,980,000 円）

評価基準額とは、入札にあたっての評価のための数値であり予定価格ではありません。

また、入札価格が予定価格内であっても、入札金額内訳書に記載する年度別計（価格）が、以下に示す各年度の金額（年度別支払限度額）を超える場合は、落札候補者としません。

年度別支払限度額＜税抜き＞

平成 31 年度 30,000,000 円

平成 32 年度 3,996,000 円

平成 33 年度 3,996,000 円

平成 34 年度 3,996,000 円

平成 35 年度 3,996,000 円

平成 36 年度 3,996,000 円

#### 4 総合点の算出方法

入札者の獲得する「総合点」は以下のように算出します。

総合点＝技術点＋価格点



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---